

## 昭和二十五年法律第三百三十二号

放送法

目次

第二章 放送番組の編集等に関する通則 (第三条)	第一章 総則 (第一条・第二条)
第三章 日本放送協会	第二節 通則 (第二十一条・第二十九条)
第四節 監査委員会 (第四十二条・第四十八条)	第三節 経営委員会 (第二十八条・第四十一条)
第五節 役員及び職員 (第四十九条・第六十条)	第二節 業務 (第二十一条・第二十七条)
第六節 受信料等 (第六十四条・第六十七)	第一節 雜則 (第八十四条の二・第八十七条)
第七節 財務及び会計 (第六十八条・第八十)	第四章 放送番組の編集等に関する特例 (第八十一条・第八十四条)
第八節 放送番組の編集等に関する特例 (第八十一条・第八十四条)	第五章 基幹放送
第九節 雜則 (第八十四条の二・第八十七条)	第六章 業務 (第一百六条・第一百六十六条の二)
第十章 雜則 (第一百六条の三・第一百六十六条)	第七章 一般放送
第十一章 罰則 (第一百八十三条・第一百九十三条)	第八章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)
第十二章 認定放送持株会社 (第一百五十八条・第一百六十六条)	第九章 放送番組センター (第一百六十七条・第一百七十七条)

## 第九章 放送番組センター (第一百六十七条・第一百七十七条)

百七十三条)

第十章 雜則 (第一百七十四条・第一百八十二条)

第十一章 罰則 (第一百八十三条・第一百九十三条)

第十二章 認定放送持株会社 (第一百五十八条・第一百六十六条)

第十三章 認定放送事業者 (第一百五十九条)

第十四章 放送番組の編集等に関する通則 (第三条)

第十五章 総則 (第一条・第二条)

第十六章 通則 (第二十一条・第二十九条)

第十七章 経営委員会 (第二十八条・第四十一条)

第十八章 業務 (第二十一条・第二十七条)

第十九章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第二十章 一般放送

第二十一章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第二十二章 一般放送

第二十三章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第二十四章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第二十五章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第二十六章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第二十七章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第二十八章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第二十九章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第三十章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第三十一章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第三十二章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第三十三章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第三十四章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第三十五章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第三十六章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第三十七章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第三十八章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第三十九章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第四十章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第四十一章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第四十二章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第四十三章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第四十四章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第四十五章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第四十六章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第四十七章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第四十八章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第四十九章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第五十章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第五十一章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第五十二章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第五十三章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第五十四章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第五十五章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第五十六章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第五十七章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第五十八章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

第五十九章 有料放送 (第一百四十七条・第一百五十七条)

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者 (以下「協会」という) により外国において放送事業を行なう者をいう。以下同じ。により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会 (以下「協会」という) により外国において放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようすること。

(定義) この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信 (電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第一号に規定する電気通信をいう。) の送信 (他人の電気通信設備 (同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。) を用いて行なわれるものを含む。) をいう。

二 「基幹放送」とは、電波法 (昭和二十五年法律第三十一号) の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

四 「国内放送」とは、国内において受信されることを目的とする放送をいう。

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送を行う放送及び協会国際衛星放送以外のものをいいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者 (以下「協会」という) により外国において放送事業を行なう者をいう。以下同じ。により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会 (以下「協会」という) により外国において放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようすること。

(定義) この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信 (電気通信事業

法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第一号に規定する電気通信をいう。) の送信 (他人の電気通信設備 (同条第二号に規定する電気通信設備をいう。) を用いて行なわれるものを含む。) をいう。

二 「基幹放送」とは、電波法 (昭和二十五年法律第三十一号) の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

四 「国内放送」とは、国内において受信されることを目的とする放送をいう。

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送を行う放送及び協会国際衛星放送以外のものをいいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者 (以下「協会」という) により外国において放送事業を行なう者をいう。以下同じ。により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会 (以下「協会」という) により外国において放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようすること。

(定義) この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信 (電気通信事業

法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第一号に規定する電気通信をいう。) の送信 (他人の電気通信設備 (同条第二号に規定する電気通信設備をいう。) を用いて行なわれるものを含む。) をいう。

二 「基幹放送」とは、電波法 (昭和二十五年法律第三十一号) の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

四 「国内放送」とは、国内において受信されることを目的とする放送をいう。

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送を行う放送及び協会国際衛星放送以外のものをいいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者 (以下「協会」という) により外国において放送事業を行なう者をいう。以下同じ。により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十条第一項の認定を受けた者をいう。

二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局 (以下「特定地上基幹放送局」という。) の免許を受けた者をいう。

二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者及び受信された者 (以下「基幹放送局」) の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体 (以下「基幹放送局設備」という。) を基幹放送の業務の用に供するものをいう。

二十五 「一般放送事業者」とは、電波法の規定により受信された者及び第百三十三条第一項の登録を受けた者をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般的な放送事業者をいう。

二十七 「認定放送持株会社」とは、第百五十九条第一項の認定を受けた会社又は同項の認定を受けた設立された会社をいう。

二十八 「放送番組」とは、放送をする事項の第一項の規定による届出をした者をいう。

二十九 「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。

三十 「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。

三十一 「特定役員」とは、法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に對し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるものをいう。

三十二 「支配関係」とは、次のいずれかに該当する関係をいう。

イ 一の者及び当該一の者の子会社 (第百五十八条第一項に規定する子会社をいう。) の他の当該一の者と総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総

数に占める割合が十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

ロ 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係ハ イ及びロに掲げるもののほか、一の者が株式の所有、役員の兼任その他の事由を通じて法人又は団体の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令で定める場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

第二章 放送番組の編集等に関する通則

(放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(国内放送等の放送番組の編集等)

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下「国内放送等」という。)の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 公安及び善良な風俗を害しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見るができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

(番組基準)

第五条 放送事業者は、放送番組の種別(教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。)及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」という。)を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

第六回 改定のうめうか番らうにながりなり二二三 一公定を関するレ七二組務者有るるづ

(ふ送番組審議機関)  
放送事業者は、放送番組の適正を図るため、  
放送番組審議機関（以下「審議機関」とい  
う）を置くものとする。  
審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送  
番組の適正を図るために必要な事項を審議するほ  
と、これに関し、放送事業者に対する意見を述  
べることができる。  
放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集基  
準に関する基本計画を定め、又はこれを変更しよ  
うとするときは、審議機関に諮問しなければな  
らない。  
放送事業者は、総務省令で定めるところによ  
り、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告し  
なければならない。  
前項の規定により講じた措置の内容  
第九条第一項の規定による訂正又は取消し  
の放送の実施状況  
放送番組に関して申出のあつた苦情その他  
の意見の概要  
放送事業者は、審議機関からの答申又は意見  
放送番組に反映させるようにするため審議機  
関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定  
めるところにより、次の各号に掲げる事項を  
表しなければならない。  
審議機関が放送事業者の諮問に応じてした  
答申又は放送事業者に対して述べた意見の内  
容その他審議機関の議事の概要  
第四項の規定により講じた措置の内容  
放送事業者の審議機関は、委員七人（テ  
ビジョン放送による基幹放送を行う放送事業  
以外の放送事業者の審議機関については、總  
省令で定める七人未満の員数）以上をもつて  
組織する。  
放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を  
有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱す  
二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のい  
れをも満たす場合には、共同して審議機関を  
らない。これを変更した場合も、同様とす

第

一 の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの放送事業者が共同して行う。

一 当該放送事業者のうちに同一の認定放送持株会社の関係会社（第百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である基幹放送事業者（その基幹放送に係る放送対象地域（第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。第十四条において同じ。）が全国である者を除く。）が二以上含まれていないこと。

二 当該放送事業者のうちに基幹放送事業者がある場合において、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外の全ての放送事業者との間ににおいて次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域（電波法第十四条第三項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許状に記載された放送区域をいう。以下この項において同じ。）又は業務区域（第二百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。）の重複があること。

イ 放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の三分の二以上に当たること。

ロ 放送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内の人口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。

三 当該放送事業者のうちに二以上の一般放送事業者がある場合において、当該一般放送事業者のうちのいずれの二の一般放送事業者の間ににおいても次に掲げる要件のいずれかを満たす関係があること。

イ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域の面積の三分の二以上に当たること。

ロ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。

ハ 当該二の一般放送事業者の業務区域の属する都道府県が同一であること。

**(訂正放送等)**

**九条** 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

前二項の規定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

**(放送番組の保存)**

**十条** 放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間(前条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間)は、政令で定めるところによつて、放送番組の内容を放送後において審議機関又は同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるよう放送番組を保存しなければならない。

**(再放送)**

**十一条** 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

**(広告放送の識別のための措置)**

**十二条** 放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようしなければならない。

**(候補者放送)**

**十三条** 放送事業者が、公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送を行つた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するしながら

いとにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。

#### (内外放送の放送番組の編集)

**第十四条** 放送事業者は、内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないよう、当該内外放送の放送対象地域又は業務区域（第百二十六条第二項第四号又は第百三十三条第一項第四号の業務区域をいう。）である外国の地域の自然的経済的、社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

### 第三章 日本放送協会

#### 第一節 通則

##### (目的)

**第十五条** 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

##### (法人格)

**第十六条** 協会は、前条の目的を達成するためにこの法律の規定に基づき設立される法人とする。

(事務所)

**第十七条** 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

##### (定款)

**第十八条** 協会は、定款をもつて、次に掲げる事ができる。

##### 一 目的

##### 二 名称

##### 三 事務所の所在地

##### 四 資産及び会計に関する事項

##### 五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項

##### 六 業務及びその執行に関する事項

##### 七 放送債券の発行に関する事項

2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。  
(登記)

**第十九条** 協会は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について

て、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

#### (業務)

##### 第二節 業務

#### 第二十条

協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局又は次条第三項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局

〔第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）を行

うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

六 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該放送番組に対する理解の増進を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進を達成するため、当該放送番組をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものと含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行ふ者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること。

五 テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を放送事業者に提供すること。

六 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

七 多重放送を行おうとする者に放送設備を貯貸すること。

八 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他に技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

10 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行ふに当たつては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

11 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他の総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

12 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

13 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

14 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に關する料金その他の提供条件に関する事項

15 四 その他の総務省令で定める事項

16 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、同項の認可を受けるものとする。

17 一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

18 二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められてゐること。

19 三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法に関する事項が、

20 特定受信設備（第六十四条第一項に規定する特定受信設備をいう。）を設置した者について、同条第一項の規定により協会と同項に規

除く。）が第九十二条の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

21 協会は、第一項第三号の業務を行ふに付して、放送に關係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同号の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。

定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に對し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者が（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

七 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに當たつては、第十項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。

八 協会は、第十項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。

九 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行なうに當たつては、第十項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十 協会は、第二項第二号の業務を行うに當たつては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

十一 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、協会に對し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。

十二 第十項の認可を受けた実施基準が第十一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合

十三 その実施基準を変更すべき旨の勧告

十四 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第十項の認可を取り消すことができること。

十五 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需

要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十六 協会は、基幹放送の受信用機器又はその部品を認定し、基幹放送の受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目であっても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。

十七 基幹放送局提供子会社

第二十条の二 協会は、前条第一項第一号の業務を効率的に遂行するため、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めたところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有しなければならない。

十八 基幹放送の業務を行うに當たつては、第一項の規定によつて行う。

十九 協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行なうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十 協会は、第八十五条规定の総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めたところにより、基幹放送局提供子会社に対し、指定地上基幹放送地域における地上基幹放送の業務用にいられる中継地上基幹放送局及びこれに附属する放送設備を譲渡することができる。

二十一 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法

規定に基づき出資した子会社（以下この条及び第二十二条において「基幹放送局提供子会社」という。）との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いることができる。

二十二 協会は、前条の場合のほか、協会は、前条の場合のほか、第二十二条において「基幹放送局提供子会社」という。との契約に基づき、基幹放送局提供子会社は、第二項第九号又は第三項の業務を行なうとするときは、総務大臣の認可を受けた実施基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

二十三 指定地上基幹放送地域（人口、地理的条件その他の事情により協会が当該地域における地上基幹放送の提供に必要な放送設備の全部を自ら保有するための費用が他の地域に比して多額であり、協会が基幹放送局提供事業者の提供する基幹放送局設備（中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下この条において同じ。）を利用することにより業務の効率化を図る必要性が特に高い地域として総務大臣が指定する地域をいう。以下この条において同じ。）において、基幹放送局設備の保有及び管理をすること。

二十四 第十項の認可を受けた実施基準が第十一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合

二十五 その実施基準を変更すべき旨の勧告

二十六 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第十項の認可を取り消すことができること。

二十七 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需

三 前二号に掲げる者のほか、第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行つ者

（関連事業持株会社への出資）

二十二 協会は、前条の場合のほか、協会は、前条の場合のほか、第二十二条において「基幹放送局提供子会社」という。との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いることができる。

二十三 協会は、前条の場合のほか、第二十二条において「基幹放送局提供子会社」という。との契約に基づき、基幹放送局提供子会社は、第二項第九号又は第三項の業務を行なうとするときは、総務大臣の認可を受けた実施基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

二十四 指定地上基幹放送地域において、協会その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

二十五 第二十二条において「基幹放送局提供子会社」という。の出資）

二十六 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

二十七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資）

二十八 協会は、基幹放送局提供子会社又は前条第一項に規定する子会社に對して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するためには、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる者に

二十九 第二十二条において「基幹放送局提供子会社」という。の出資）

三十 協会は、第一項の認定を受けた場合において、当該申請に係る関連事業出資計画の実施が、協会が第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するためには、総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る関連事業出資計画の実施が、協会が第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するためには、総務大臣の認定を受けるべきである。この認定をするものとする。

三十一 協会は、第一項の認定を受けた場合において、当該申請に係る関連事業出資計画の実施が、協会が第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するためには、総務大臣の認定を受けるべきである。この認定をするものとする。

三十二 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

三十三 総務大臣は、認定出資計画に従つて当該認定出資計画に記載された出資が行われていないと

認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### (業務の委託)

**第二十三条** 協会は、第二十一条第一項の場合のほか、第二十条第一項の業務又は第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項の規定によりその行う業務（次項において「第二十条第一項の業務等」という。）については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

**第二十四条** 前項の基準は、同項の規定により、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第二十条第一項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならぬ。

3 協会は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。

（基幹放送業務の認定等の特例）

**第二十五条** 総務大臣が協会について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる要件」であるのは、「次に掲げる要件（第五号、第六号及び第七号（イからハまでに係る部分に限る。）を除く。）とする。

2 総務大臣が協会について第九十六条第二項の規定による認定の更新の審査を行う場合における同項の規定についても、同項中「第九十三条第一項第四号及び第五号」とあるのは、「第九十三条第一項第四号」とする。

（国際放送等の実施）

**第二十六条** 協会は、外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。

**第二十七条** 協会は、第二十一条第八項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

2

協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3

前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聽かなければならない。

4

協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

（苦情処理）

2

協会は、その業務に関して申出のある苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

3

（経営委員会の設置）

2

協会に経営委員会を置く。

3

（経営委員会の権限等）

2

（イ）

協会の経営に関する基本方針

（ロ）監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項

（ハ）協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備

（イ）会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ロ）会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ハ）協会の損失の危険の管理に関する体制

（チ）国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われるものに限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるもの）を除く。）

（ウ）放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止（放送局の開設、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（エ）第七十二条第一項に規定する業務報告書及び第七十四条第一項に規定する財務諸表

（オ）放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止（放送局の開設、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（カ）第七十二条第一項、第二十二条又は第二十二条の二の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

（キ）第二十条第九項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

（ク）第二十条第十九項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

（メ）第二十条第九項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

（ソ）役員の報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む。）

（タ）重要な不動産の取得及び処分に関する基準

（ナ）国外放送事業者及びその団体との協力に関する基本事項

（ツ）収支予算に基づき議決を必要とする事項

（ヌ）本事項

（ヌ）当該子会社の取締役等の職務の執行に関する事項の協会への報告に関する体制

（ヌ）当該子会社の損失の危険の管理に関する体制

（ヌ）当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ヌ）当該子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ヌ）協会の損失の危険の管理に関する体制

（ヌ）国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われるものに限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるもの）を除く。）

（ヌ）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（ヌ）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（ヌ）協会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

（ヌ）委員長は、委員会の会務を総理する。

（ヌ）経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（ヌ）委員の任命

（ヌ）委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理

が法人である場合にあつては、その職務を行なうべき者）又はこれらに準ずる者（（i-i）及び（i-v）において「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に関する事項の協会への報告に関する体制

（i）当該子会社の損失の危険の管理に関する体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（i）協会の損失の危険の管理に関する体制

（i）国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われるものに限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるもの）を除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

（i）委員長は、委員会の会務を総理する。

（i）経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（i）委員の任命

（i）委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に関する体制

（i）当該子会社の損失の危険の管理に関する体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（i）協会の損失の危険の管理に関する体制

（i）国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われるものに限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるもの）を除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

（i）委員長は、委員会の会務を総理する。

（i）経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（i）委員の任命

（i）委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に関する体制

（i）当該子会社の損失の危険の管理に関する体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（i）協会の損失の危険の管理に関する体制

（i）国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われるものに限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるもの）を除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

（i）委員長は、委員会の会務を総理する。

（i）経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（i）委員の任命

（i）委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に関する体制

（i）当該子会社の損失の危険の管理に関する体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（i）協会の損失の危険の管理に関する体制

（i）国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われるものに限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるもの）を除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

（i）委員長は、委員会の会務を総理する。

（i）経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（i）委員の任命

（i）委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に関する体制

（i）当該子会社の損失の危険の管理に関する体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（i）協会の損失の危険の管理に関する体制

（i）国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われるものに限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるもの）を除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

（i）委員長は、委員会の会務を総理する。

（i）経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（i）委員の任命

（i）委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に関する体制

（i）当該子会社の損失の危険の管理に関する体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（i）協会の損失の危険の管理に関する体制

（i）国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われるものに限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるもの）を除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

（i）委員長は、委員会の会務を総理する。

（i）経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（i）委員の任命

（i）委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に関する体制

（i）当該子会社の損失の危険の管理に関する体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（i）協会の損失の危険の管理に関する体制

（i）国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われるものに限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるもの）を除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

（i）委員長は、委員会の会務を総理する。

（i）経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（i）委員の任命

（i）委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に関する体制

（i）当該子会社の損失の危険の管理に関する体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（i）当該子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（i）協会の損失の危険の管理に関する体制

（i）国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われるものに限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるもの）を除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

（i）協会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

（i）委員長は、委員会の会務を総理する。

（i）経営委員会

大臣が任命する。この場合において、その選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮しなければならない。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散の場合において、兩議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならぬ。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができる。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から一年を経過しない者

三 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）

四 政黨の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれら者が法人であるときはその役員（いかなる名稱によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間ににおいてこれらに該当した者を含む。）

六 放送事業者、認定放送持株会社、第一百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者若しくは新聞社、通信社その他ニユース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者

七 前二号に掲げる事業者の団体の役員

4 委員の任命については、五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。（委員の権限等）

**第三十二条** 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない。

2 委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない。

（任期）

**第三十三条** 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。

2 委員は、再任されることができる。

**第三十四条** 委員は、第三十一条第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

（退職）

3 委員は、第三十一条第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

（罷免）

2 委員が第三十一条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

**第三十五条** 内閣総理大臣は、委員が第三十一条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

**第三十六条** 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（議事録の公表）

**第四十一条** 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

2 会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。

（議事録の公表）

**第四十二条** 協会に監査委員会を置く。

2 監査委員会は、監査委員三人以上をもつて組織する。

3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

（監査委員会の設置等）

**第四十三条** 監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。

2 監査委員がその職務の執行について協会に対し定期的に経営委員会を招集しなければならない。

3 監査委員は、第四十五条の規定により経営委員会に報告しなければならないと認めるときは、経営委員会を招集することができる。

4 会長は、三箇月に一回以上、自己的職務の執行の状況並びに第二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

2 経営委員会は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

（監査委員会への報告義務）

**第四十四条** 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、協

6

（監査委員会への報告義務）

2 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

（監査委員による役員の行為の差止め）

2 若しくは當該行為をするおそれがあると認めると、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

3 若しくは當該行為をするおそれがあると認めると、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

4 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

5 同項の報告又は調査を拒むことができる。

6 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

9 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

10 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

11 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

12 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

13 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

14 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

15 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

16 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

17 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

18 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

19 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

20 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

21 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

22 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

23 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

24 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

25 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

26 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

27 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

28 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

29 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

30 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

31 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

32 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

33 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

34 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

35 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

36 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

37 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

38 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

39 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

40 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

41 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

42 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

43 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

44 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

45 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

46 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

47 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

48 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

49 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

50 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

51 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

52 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

53 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

54 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

55 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

56 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

57 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

58 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

59 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

60 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

61 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

62 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

63 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

64 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

65 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

66 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

67 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

68 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

69 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

70 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

71 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

72 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

73 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

74 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

75 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

76 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

77 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

78 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

79 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

80 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

81 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

82 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

83 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

84 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

85 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

86 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

87 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

88 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

89 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

90 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

91 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

92 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

93 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

94 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

95 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

96 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

97 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

98 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

99 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

100 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

101 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

102 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

103 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

104 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

105 委員は、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査委員会の議決の方法等)

**第四十八条** 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。

3 役員は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

4 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他の監査委員会の運営に関する必要な事項は、監査委員会が定める。

#### 第五節 役員及び職員

(役員)

**第四十九条** 協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長一人、副会長一人及び理事七人以上十人以内を置く。

**第五十条** 会長、副会長及び理事をもつて理事会(理監事会)を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要な業務の執行について審議する。

**第五十一条** 会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行ふ。

4 会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事實を発見したときは、直ちに、当該事實を監査委員に報告しなければならない。

**第五十二条** 会長は、経営委員会が任命する。

2 前項の任命に當たつては、経営委員会は、委員九人以上の多数による議決によらなければならぬ。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 会長、副会長及び理事の任命については、第

三十三条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第六号中「放送事業者、認定放送

持株会社、第一百五十二条第二項に規定する有放送管理事業者若しくは新聞社」とあるのは、「新聞社」と、「十分の一以上を有する者」とあるのは、「十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む)」と、同項第七号中「役員」とあるのは、「役員(任命の日以前一年間ににおいてこれらに該当した者を含む)」と読み替えるものとする。

**第五十三条** 会長及び副会長の任期は三年、理事の任期は二年とする。

2 会長、副会長及び理事は、再任されることができる。

3 会長は、任期が満了した場合においても、新たに会長が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

**第五十四条** 経営委員会又は会長は、それぞれ第五十二条第一項から第三項までの規定により任命した役員が同条第四項において準用する第三十一条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該役員が同項第六号の事業者又はその団体のうち協会がその構成員であるものの役員となつたことにより同項第六号又は第七号に該当するに至つた場合を除くほか、これを罷免しなければならない。

**第五十五条** 経営委員会は、会長、監査委員若しくは会計監査人が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長、監査委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他の会長、監査委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他の会長、監査委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他の会長、監査委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

3 理事は、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行ふ。

4 会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事實を発見したときは、直ちに、当該事實を監査委員に報告しなければならない。

**第五十六条** 会長、副会長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(仮理事)

**第五十七条** 会長、副会長及び理事が職務の執行ににおいて、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

**第五十八条** 協会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、会長、副会長又は理事は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(仮理事又は特別代理人の選任に関する事件の管轄)

**第五十九条** 仮理事又は特別代理人の選任に関する事件は、協会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(会長等の兼職禁止)

**第六十条** 会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

2 会長、副会長及び理事は、放送事業及び第五十二条第一項に規定する有料放送管理業務を行ふ事業に投資し、又は認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

(忠実義務)

**第六十一条** 役員は、法令及び定款並びに経営委員会の議決を遵守し、協会のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければならない。これ

を変更したときも、同様とする。

(服務に関する準則)

**第六十二条** 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)

**第六十三条** 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。

(受信契約及び受信料)

**第六十四条** 協会の放送を受信することのできる受信設備(次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。)を設置した者は、同項の認可を受けた

受信契約(協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。)の条項(以下この項において「認可契約条項」という。)で定めるところにより、協会との受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居(住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む)に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

一 放送の受信を目的としない受信設備であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。)又は多重放送に限り受信することができる受信設備

協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、前項の規定により受信契約を締結した者から徵収する受信料を免除してはならない。

二 ラジオ放送(音声その他の音響を送る放送

であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。)又は多重放送に限り受信す

ることのできる受信設備

協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 受信契約の単位に関する事項

二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項(特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。)

三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項

四 次に掲げる場合において協会が徵収するこ

とができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徵収に関する事項

イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合

ロ 正当な理由がなくて第二号に規定する期

限までに受信契約の申込みをしなかつた場合

四 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金

4 五 その他総務省令で定める事項

4 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金

の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。

一 前項第四号イに掲げる場合に該当する場合  
支払を免れた受信料の額

二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場

合 同項第二号に規定する期限が到来する日  
に受信契約を締結しヒノ之ならば親ニ受信

は受信料額を納付したとしても現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなるる受信料の額に相当する額協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。

(国際放送の実施の要請等)  
第六十五条　総務大臣は、協会に対し、放送区

域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国

の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その

他の国の重要事項に係るものに限る。その他

星旅遊を行なうことを要請することができる。總務大臣は、前項の要請をする場合には、協

会の放送番組の編集の自由に配慮しなければな

らない。

協会は、総務大臣から第一項の要請があつた

ときは、これに応じるよう努めるものとする。

協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局にて行う場合において、必要

は係る放送局を用いて行ふ場合はわざで必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の

協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国

際放送の業務の用に供することができる。

第二十条第九項の規定は、前項の協定について

て準用する。この場合において、同条第九項中

「又は変更し」とあるのは、一変更し、又は廃止

（放送に関する研究）

〔放送に関する研究〕  
第六十六條　総務大臣は、放送及びその受信の進

歩発達を図るために必要と認めるときは、協会に

対し、事項を定めてその研究を命ずることがで

きる。

前項の規定によつて行われた研究の成果は、  
改善事業の終達まで公表の別添二二によつて

放送事業の発達その他公共の利益になるよう利用されなければならぬ。

### (国際放送等の費用負担)

**第六十七条** 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要す

（事業年度）

**第六十八条** 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終わる。

（企業会計原則）

**第六十九条** 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（収支予算、事業計画及び資金計画）

**第七十条** 協会は、毎事業年度の收支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付すとともに同項の中期経営計画を添え、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同一項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が付してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

第六十四条第一項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料の額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

**第七十一条** 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四項に規定する受信料の額は、同項の規定にかかる額とする。

2 前項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の国会による承認があつたときは、失効するものとし、同項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてしたものとみなす。

3 総務大臣は、第一項の認可をしたときは、事後につき、これを国会に報告しなければならない。  
(中期経営計画)

第七十一条の二 協会は、三年以上五年以下の期間ごとに、協会の経営に関する計画(次項において「中期経営計画」という。)を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中期経営計画の期間(前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。第七十三条の二第二項及び第五項第二号において同じ。)

二 協会の経営に関する基本的な方向

三 協会が行う業務の種類及び内容

四 協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制に関する事項

五 受信料の体系及び水準に関する事項その他受信料に関する事項

六 収支の見通し

七 その他協会の経営に関する重要な事項  
(業務報告書の提出等)

第七十二条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3 協会は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般的の閲覧に供しなければならない。  
(支出の制限等)

第七十三条 協会の収入は、第二十条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

2 協会は、次に掲げる業務に係る経理について、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務  
(専ら受信料を財源とするものを除く。)

二 第二十条第三項の業務

(還元目的積立金)

第七十三条の二 協会は、毎事業年度の損益計算において第二十条第一項及び第二項の業務(前項第二項第一号に掲げる業務を除く。)から生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額のうち総務省令で定めるところにより計算した額を還元目的積立金として積み立てなければならぬ。

還元目的積立金は、協会が次項の規定により収支予算を作成し国会の承認を受けた場合において当該収支予算に係る事業年度の損益計算において前項に規定する収支差額が零を下回るときに、当該下回る額を当該事業年度の予想収支差額(当該収支予算で定める当該収支差額が零を下回る場合における当該下回る額をいう。次項において同じ。)を限度として補う場合を除き、取り崩してはならない。ただし、総務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 協会は、中期経営計画の期間の最後の事業年度の前事業年度に係る収支差額の処理を行つた後、還元目的積立金の額から当該最後の事業年度の予想収支差額を減じた額(第五項第二号において「予想積立額」という。)が零を上回るときは、当該中期経営計画の期間の次の中期経営計画の期間(同項において「還元実施期間」という。)の事業年度について、還元受信料額により受信料による収入をいう。同項において同じ。)の予想額を計算した収支予算を作成しなければならない。ただし、当該収支予算を作成しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける第七十条第一項及び第二項の規定の適用については、同項第一項及び第二項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び第七十三条の二第三項ただし書に規定する理由を記載した書類」とする。

5 第三項に規定する「還元受信料額」とは、還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額が第



地方審議会にあつては国内基幹放送の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等の放送番組に係るものとする。

**第八十三条** 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

**第八十六条** 2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

**第八十四条** 第七条、第十二条、第十四条、第九十五条第二項、第九十八条、第一百条、第一百九条及び第一百六条の二の規定は、協会については、適用しない。

### 第九節 雜則

#### (情報提供等)

#### 第八十四条の二

協会は、総務省令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて総務省令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を作成し、適時

2 一協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報  
二協会の組織、業務及び財務についての評価  
三協会の出資又は拠出に係る法人その他の総務省令で定める法人に関する基礎的な情報  
前項に定めるもののほか、協会は、その諸活動についての一般の理解を深めるため、その保有する情報の公開に関する施策の充実に努めるものとする。

#### (放送設備の譲渡等の制限)

**第八十五条** 2 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他の支配に属させることができない。

総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、両議院の同意を得なければならない。ただし、協会が第二十条第七号又は第三項第一号の業務を行う場合並びに協会が第二十条の規定に基づき中継地上基幹放送局及

びこれに附属する放送設備の譲渡を行う場合については、この限りでない。

(放送の休止及び廃止)

**第八十六条** 2 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廢止し、又はその放送を十二時間以上(協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上)休止することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 不可抗力により廢止し、又は休止する場合  
二 一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送(当該協会国際衛星放送を受信することができる者の数を勘案して総務省令で定めるものを除く。)の放送区域の全部が当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれる場合において当該一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廢止し、又は休止するときその他これに準ずる場合として総務省令で定める場合

三 外国の放送局を用いて行われる国際放送の業務を廢止し、又は休止する場合

協会は、その放送を停止したときは、第一項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

協会は、その放送を停止したときは、第一項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定により報告すべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

協会は、その放送を停止したときは、第一項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

びこれに附属する放送設備の譲渡を行う場合については、この限りでない。

(放送の休止及び廃止)

**第八十九条** 2 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廢止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 不可抗力により廢止し、又は休止する場合  
二 一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送(当該協会国際衛星放送を受信することができる者の数を勘案して総務省令で定めるものを除く。)の放送区域の全部が当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれる場合において当該一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廢止し、又は休止する場合として総務省令で定める場合

三 外国の放送局を用いて行われる国際放送の業務を廢止し、又は休止する場合

協会は、その放送を停止したときは、前項の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあると、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた場合又は第百五十三条の規定による業務の廃止の届出を受けた場合は、「第八十六条第一項の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

3 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた場合又は第百五十三条の規定による業務の廃止の届出を受けた場合は、「第八十六条第一項の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

5 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた場合又は第百五十三条の規定による業務の廃止の届出を受けた場合は、「第八十六条第一項の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

7 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

8 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

10 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

11 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

12 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

13 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

14 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

15 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

16 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

17 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

18 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

19 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

20 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

21 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

22 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

23 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

24 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

25 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

26 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

27 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

28 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

29 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

30 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

31 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

32 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

33 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

34 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

35 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

36 前項の規定は、放送番組編集上必要であると認めた場合又は第百十三条の規定による旨を総務大臣に届け出なければならない。

までに係る部分に限る。)、第九十五条第二項、第九十八条第一項、第一百条、第一百六条第一項及び第一百七条から第一百九条までの規定は、学園については、適用しない。

(放送の休止及び廃止)

**第八十九条** 学園は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廢止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。

(放送の休止及び廃止)

**第九十条** 2 諸事務は、国に帰属する。

**第四章 放送大学学園**

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

**第八十八条** 2 諸事務は、國に帰属する。

**第十三条** 第五条から第八条まで、第十二条、第十三条、第九十三条第一項第七号(イからハ)の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送

いう。)が第一百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合すること。

四 衛星基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、当該衛星基幹放送において使用する周波数が衛星基幹放送に関する技術の発達及び普及状況を勘案して総務省令で定める衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準に適合すること。

五 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

六 当該認定を行うことが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで(衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコムニティ放送、超短波放送による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにおいて受信されることを目的として行われるもの)をいう。以下同じ。)の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。)のいづれにも該当しないこと。

イ 日本国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからHまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

本 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合

(2)及び次項第十一号において「外国人等直接保有議決権割合」といふ。)とこれららの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合(同号ハ及び第百十六条第三項において「外国人等間接保有議決権割合」の概要)

九 基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称

合」という。)とを合計した割合が五分の一以上であるもの(ニに該当する場合を除く。)。

ト (1) イからHまでに掲げる者

(2) 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三十三条第一項又は第四条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十三条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条条(第四号を除く。)の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十六第一項又は第六項(第四号を除く。)の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十四第一項に規定する開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいづれかに該当する者であるもの

イ 氏名又は名称及び住所

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

五 基幹放送に關し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 放送事項

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

十 衛星基幹放送の業務の認定を受けようとする場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置

十一 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 特定役員の氏名又は名称

ロ 外国人等直接保有議決権割合

ハ 地上基幹放送(コムニティ放送を除く。)の業務の認定を受けようとする場合にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合を合計した割合

ト 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

ト 第百三十三条第一項の認定の更新(地上基幹放送の業務その他の総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るもの)を除く。)の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新(地上基幹放送の業務に係るものに限る。)の申請についても、同様とする。

ト 第二十七条の十四第一項に規定する開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいづれかに該当する者であるもの

イ 氏名又は名称及び住所

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

五 基幹放送に關し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 放送事項

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

九 基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称

一 認定の年月日及び認定の番号

二 認定を受けた者の氏名又は名称

三 基幹放送の種類

四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

五 放送対象地域

六 基幹放送に係る周波数

七 放送事項

八 (業務の開始及び休止の届出)

九 第百三十三条第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、その業務の開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。

一〇 第百三十三条第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、その業務を経過しない者は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

一一 第百三十三条第一項の認定は、五年ごとに(地上基幹放送の業務の認定については、電波法の規定による当該地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間と同一の期間ごと)にその更新を受けなければ、その効力を失う。

一二 総務大臣は、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務の認定について前項の更新の申請があつたときは、衛星基幹放送の業務の認定にあつては第九十三条第一項第四号及び第五号に、移動受信用地上基幹放送の業務の認定にあつては同項第五号に適合していないと認める場合を除き、その更新を受けなければならない。

一三 (放送事項等の変更)

一四 第百三十三条第一項の認定は、次の事項(衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置)を指定して行う。

一五 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

一六 認定証には、次の事項(衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に用いられる人工衛星の軌道又は位置)を記載しなければならない。

一七 認定証には、次の事項(衛星基幹放送にあつては、次項の事項及び当該衛星基幹放送の業務に用いられる人工衛星の軌道又は位置)を記載しなければならない。

一八 第百三十三条第一項の認定は、次の事項(衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置)を指定して行う。

一九 第百三十三条第一項第七号から第九号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更をしたときは、この限りでない。

二〇 認定基幹放送事業者は、第九十三条第二項第一号、第三号若しくは第十一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

二一 前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更(第九十三条第二項第八号又は第九号に掲





事業者である場合 第九十三条第一項第七号  
ニ又はホに定める事由

四 行う特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五条第四項第二号に定める事由  
当該基幹放送事業者が地上基幹放送（コミニ

ニテイ放送を除く)を行ふ特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五条第四項 第二号又は第三号に定める事由

五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株式の全てについて社債等振替法第二百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に欠格事由に該当することとなるときは、同項の規定にかかるわらず、特定外国株式（欠格事由に該当することとなるよう）に当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録ができる株式以外の株式をいう。）については、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

3 前二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、外国人等間接保有議決権割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されてい る第九十三条第一項第七号ホ(2)に掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送事業者(コミュニティ放送を除く。)を行う認定基幹放送事業者が同号ホに定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主(株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(1)及び

(2) に掲げる者が有する株式のうち同号亦に定める事由に該当することとならないよう、総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。( ) は、当該株式についての議決権を有しない。

第一項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号に規定する外国人等間接保有議決権割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録される同号に掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送（コミュニティ放送を除

く。)を行う特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主(株主名簿に記載され、又は記録され

てはいる同号及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならぬよう<sup>1)</sup>に総務省令で定めるところにより議決権を有する者に付与するものとす。

を有することとなる。株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

第一項の基幹放送事業者は、総務省令で定められたところにより、外国人等がその議決権を占めることはない。

外国人等が不の講演林に口ひる割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)  
**第一百六条の二** 認定基幹放送事業者（法人又は団体であるものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。  
一 第九十三条第一項第七号ニ（地上基幹放送（コムニティ放送を除く。）を行う認定基幹

放送事業者にあつては、同号ニ又はホ)に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

二 第九十七条第二項第二号の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容

三 その他第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとならないようすることに関する事項として総務省令で定める事項

(指定放送対象地域の指定)

第三款 特定放送番組同一化実施方針

の認定

会及び学園の放送を除く。以下この款において「同じ」とは、(一)に規定する放送対象地域のうち、当該放送対象地域における国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により当該放送対象地域の第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、当該目標を変更することが同号に規定する放送系の数に関する放送対象地域間ににおける格差その他の事情を勘案して適切でないと認められるものを、指定放送対象地域として指定することができる。

(二) 総務大臣は、指定放送対象地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるとき

きは、当該指定放送対象地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

る指定の解除は、告示によつて行う。  
(特定放送番組同一化実施方針の認定)

幹放送を行う基幹放送事業者は、単独で又は他の国内基幹放送事業者（国内基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。以下この款において同じ。）と共に、特定放送番組同一化（二に

上の国内基幹放送の放送時間の全部又は一部について、当該二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすための措

置を講じつつ、同一の放送番組の放送を同時にを行うことをいう。ただし、放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合であつては、当該二以上の国内基幹放送のうちいずれの国内基幹放送についても、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時にを行う放送時間の割合が総務省令で定める割合を超えるものに限る。(以下この条及び第一百六十六条の六において同じ。)の実

施に関する方針（以下この条及び次条において「特定放送番組同一化実施方針」という。）を作成し、総務省令で定めるところにより、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

二 特定放送番組同一化実施方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送の区分及び当該二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域

二 地域性確保措置（特定放送番組同一化の対

象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置をいう。次項第二号において同じ。) の内容

三 その他総務省令で定める事項

総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定放送番組同一化実施方針が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が次のいずれにも適合すること。

イ　当該放送対象地域が相互に重複しないこと。

八 指定放送対象地域であること。

ると認められること  
二　当該放送対象地域の数が総務省令で定め  
る数を超えること。  
二　地域性確保位置の内規が、当該特定放送番  
組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送

結果同一の対象となる二つ目の基準がかかるに係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する該当放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

（認定特定放送番組同一化実施方針の変更等）  
**白十六条の五** 前条第一項の認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者は、該認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

前条第一項の認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出について準用する。

総務大臣は、前条第一項の認定に係る特定放送番組同一化実施方針（第一項の規定による変更の認定又は第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条及び次条において「認定特定放送番組同一化実施方針」という。）を提出した国内基幹放送事業者に対し、認定特定放送番組同一化実施方針の実施状況について報告を求めることができる。

総務大臣は、認定特定放送番組同一化実施方針が前条第三項各号のいずれかに適合しなくな





きは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該一般放送事業者の地位を承継する。ただし、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者である場合において、当該事業の全部を譲り受けた又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第百二十八条第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣（小規模施設特定有線一般放送の業務に係る前条第一項の規定による届出をした一般放送事業者（以下「小規模施設特定有線一般放送事業者」という。）の地位を承継した者にあつては、当該届出をした都道府県知事）に届け出なければならぬ。この場合において、被承継人たる一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときは、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（業務の廃止等の届出）

**第一百三十五条** 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事）に届け出なければならぬ。

一般放送事業者が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者の清算人にあつては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事）に届け出なければならない。

前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようすること。

二 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行われる一般放送の品質が適正であるようになります。

（設備に関する報告及び検査）

**第一百三十九条** 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対する登録の登録に係る電気通信設備が第百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、登録一般放送事業者に対して、当該技術基準に適合するよう当該電気通信設備を改善すべきことを命ずることができるものとする。

**第二百四十条** 登録一般放送事業者であつて、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。以下この条、第二百四十二条及び第二百四十四条において同じ。）の受信の障害が発生している区域があるときは、正当な理由がある場合として総務省令で定める場合を除き、当該受信の障害が発生している区域において、基幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならない。

2 前項の規定により指定を受けた者（以下「指定再放送事業者」という。）は、同項の規定による再放送及び当該再放送以外の放送を併せて行うときは、当該再放送の役務の提供のみについて契約を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約款を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定再放送事業者は、第一項の規定による再放送及び当該再放送以外の放送を併せて行うときは、当該再放送の役務の提供のみについて契約を締結することができるよう前項の提供条件を定めることその他他の受信者の利益を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第十一条の規定は、第一項の規定による地上基幹放送の再放送については、適用しない。

5 国及び地方公共団体は、指定再放送事業者が一般放送の業務に用いる有線電気通信設備の設置が円滑に行われるために必要な措置が講ぜられるよう配慮するものとする。

6 第一項の指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（改善命令）

**第一百四十二条** 総務大臣は、前条第一項の規定による再放送の業務の運営が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、指定再放送事業者に対する、当該再放送の役務の提供条件の変更その他当該再放送の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

2 電気通信事業法第二百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。

する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請」とあるのは、「放送法第四十二条第三項の規定による仲裁の申請をし、又は同条第一項の一般放送事業者が同法第一百四十四条第一項の規定による裁定の申請」と読み替えるものとする。

第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、同項の一般放送事業者が第一百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

電気通信事業法第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

第一項又は第三項の規定により紛争処理委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第一百四十三条 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

(裁定)

第一百四十四条 第一百四十二条第一項の一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が同条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えないなければならない。

総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正當な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

- 5 総務大臣は、第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 総務大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第四項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。  
(有線電気通信設備の使用)

**第一百四十五条** 一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第四項において同じ。）は、その設置に関する必要とされる道路法（昭和二十七年法律第八百十号）第三十二条第一項若しくは第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の許可その他法令に基づく処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

2 総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第四項、第一百七十四条並びに第一百七十五条において同じ。）は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 総務大臣は、第一項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第一百七十四条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。

4 総務大臣は、第一項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その義務の状況に關し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
（届出をした一般放送事業者に対する放送番組の編集等に関する適用）

**第一百四十六条** 第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定は、第一百三十三条第一項の規

は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする有料放送の国内受信者に対し、その旨を周知させなければならない。  
（是共条件の免用）

に備えられたフ  
該国内受信者に  
(書面による解除)

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <p><b>第一百四十七条</b> 有料放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。）を行なう放送事業者（以下「有料放送事業者」といふ。）は、基幹放送を契約の対象とする有料放送（以下「有料基幹放送」という。）の役務を国内受信者（有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について契約約款（以下「有料基幹放送契約約款」という。）を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該有料基幹放送契約約款を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、前項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款以外の提供条件により国内受信者に対し有料基幹放送の役務を提供してはならない。有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款を、総務省令で定めるところにより、公表するとともに、国内にある営業所その他事業所において公衆の見やすいように掲示すればおかなければならない。</p> <p><b>（役務の提供義務）</b></p> <p><b>第一百四十八条</b> 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対しその有料放送の役務の提供を拒んではならない。</p> <p><b>（有料放送業務の休廃止に関する周知）</b></p> <p><b>第一百四十九条</b> 有料放送事業者は、有料放送の役務を提供する業務の全部又は一部を休止し、又</p> | <p>3 有料放送事業者は、正規の契約による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、国内受信者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該有料放送事業者の提供は、国内受信者の使用に係る電子計算機の</p> | <p>（有料放送の役務の提供）</p> <p><b>第一百五十条の二</b> 有料放送事業者は、有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、書面を作成し、これを国内受信者に交付しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を国内受信者に交付しながら、たゞ、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を国内受信者に交付しなくても国内受信者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p><b>（書面の交付）</b></p> <p><b>第一百五十一条</b> 有料放送事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、国内受信者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該有料放送事業者の提供は、国内受信者の使用に係る電子計算機の</p> |
|---|---|---|

に備えられたファイルへの記録がされた時に当該国内受信者に到達したものとみなす。  
(書面による解除)





























項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十六条及び第百七十七条第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定（収支予算等の認可）の下に「第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）」を加え、「第一百六十六条の三第一項」を「第一百六十六条の四第一項」に改める部分に限る。）、同項第四号の改正規定（「第一百六十六条の四第五項」を「第一百六十六条の五第五項」に、「第一百六十六条第二項」を「第一百六十六条第八項」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定（支配関係）の下に「第六十四条第四項（割増金の額に係る倍数）」を加える部分を除く。）、同法第百九十五条第一項に二号を加える改正規定並びに同法第百九十三条第一号の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

二 基幹放送局（第三条の規定による改正前の電波法（以下この項において「第二条改正前電波法」という。）第六条第一項に規定する基幹放送局をいう。次号及び第三号において同じ。）以外の無線局（第二条改正前電波法第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。）の免許 第二条改正後電波法第六条第一項第十号に掲げる事項

三 基幹放送局（第三条の規定による改正前の放送法（以下この項において「旧放送法」という。）第二条第十五号に規定する地上基幹放送（第二条改正前電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送及び新放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送に相当する放送を除く。）をする無線局に限る。次号において「第二号基幹放送局」という。）の免許 第二条改正後電波法第六条第二項第九号

四 第二条改正前電波法第二十七条の十四第一項の認定（旧放送法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送に係るものに限る。） 第二条改正後電波法第二十七条の十四

五 第一項第二号に掲げる事項

六 第二条改正前電波法第九十三条第一項の認定（旧放送法第二条第十五号に規定する地上基幹放送（新放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送に相当する放送を除く。）の業務に係るものに限る。次号において「第五号認定」という。） 新放送法第九十三条第二項第十号に掲げる事項

七 旧放送法第一百五十九条第一項の認定 新放送法第一百五十九条第三項第五号から第七号までに掲げる事項

八 第一項（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。第一項（第五号から第七号までに係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一十万円以下の過料に処する。

（受信契約の条項の認可に関する経過措置）

第七条 施行日以後日本放送協会（次条において「協会」という。）が新放送法第六十四条第三項

の規定により最初に変更の認可を受けるべき同項第一項に規定する受信契約の条項（同第三項第四号（口に係る部分に限る。）に掲げる事項に係る部分に限る。）については、同第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第四号（口に係る部分に限る。）に掲げる事項」と、「あらかじめ」とあるのは「電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日から起算して六月以内に」と、「ならない。これを変更しようとするときも、同様とする」とあるのは「ならない」とする。（還元目的積立金に関する経過措置）

**第八条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に存する協会の剩余金の額のうち、総務省令で定めるところにより計算した額は、新放送法第七十三条の二第一項の還元目的積立金として積み立てられたものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第九条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第十条** 政府は、この法律の施行後三年を目途として、第一条改正後電波法第二十六条の二第二項に規定する利用状況調査、第一条改正後電波法第二十六条の三第一項に規定する有効利用評価、第一条改正後電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局及び新放送法第二十二条の二に規定する関連事業持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**二** 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を目途として、第二条改正後電波法及び新放送法の規定に基づく外国人等による議決権の保有制限等に係る制度並びに新放送法第百十条の二に規定する基幹放送の休止及び廃止に関する公表に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(施行期日)抄  
附則（令和五年六月二日法律第四〇一號）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

**第二条** 総務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、次に掲げる規定による改正後の放送法（次項及び次条第一項第一号において「新放送法」という。）第九十七条第一項ただし書、第一百一十二条第一項、第一百三十三条、第一百二十一一条第一項又は第二百二十二条

2 総務大臣は、施行日前においても、新放送法第二十条の二第一項第一号の規定による指定地基幹放送地域の指定のために、電波監理審議会に諮問することができる。

(現に認定等を受けている者に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現に次の各号に掲げる認定又は免許を受けている者は、総務省令で定めるところにより、施行日から起算して六月以内に、当該各号に定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

一 第一条の規定による改正前の放送法（次条において「旧放送法」という。）第九十三条第一項第九号に掲げる事項

2 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(経営基盤強化計画に関する経過措置)

**第四条** 施行日前にされた旧放送法第二百六十六条の四第一項に規定する経営基盤強化計画の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの处分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧放送法第二百六十六条の四第一項の認定（旧放送法第二百六十六条の五第一項の変更の認定を含む。）を受けている経営基盤強化計画については、その実施期間が終了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該経営基盤強化計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた経営基盤

強化計画に関する旧放送法第五章第二節第三款の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（令和五年一二月一五日法律第八**

**七号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。